

随意契約理由

令和6年(2024年)5月13日

契約担当課名	魅力文化創造課
契約名称	こども園アーティスト派遣業務
契約内容	<ul style="list-style-type: none">市内こども園の園児たちに対するアート活動ドキュメンテーションの作成等
契約締結日 及び契約期間	令和6年5月13日から令和7年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	荒島 智子
契約金額	1,200,000円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>当該業務は、市内のこども園にアーティストを派遣し、園児たちにアートを体験する機会を創出することを目的としています。</p> <p>アート活動については、こども達の可能性を伸ばし、自律性や協同性に効果がみられるというレッジョ・エミリア教育を採用しています。レッジョ・エミリア教育では、その理念を学びレッジョ・エミリア教育を実践することが出来る美術専門教師(アトリエスタ)が必要ですが、当契約相手方は数少ないアトリエスタの一人です。</p> <p>また、当契約相手方は大学院においても芸術文化専攻を修了し、現在も関連する特別講義等を大学や施設で行っており、当事業に必要な経験とスキルを持っていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行うものです。</p>